



総 人 第 1592 号

平成 28 年 11 月 9 日

寝屋川市役所職員労働組合

執行委員長 森本 健司 様

総務部長 松原 徹



休暇制度の見直しについて（協議）

休暇制度に関し別紙のとおり見直しを行うことについて、協議を申し入れします。

休暇制度の見直しについて

1. 介護休暇等の改正

(「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正関係)

(1) 介護休暇の分割取得

介護休暇を取得できる期間(6か月以下)を、一の要介護状態ごとに、3回に分割して取得できることとする。

(2) 介護時間の新設

連続する3年以内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で、勤務しないことができる制度を設ける。〔無給〕

2. 特別休暇の見直し

別紙のとおり

3. 実施時期(予定)

1.については平成29年1月1日、2.については同年4月1日

特別休暇の見直し

種 類		見直し案	現 行
子の看護をする場合	期間	〃	5日以内 (子が2人以上の場合は10日以内)
	対象	〃	小学校就学前の子
	単位	1日又は半日(予定)	1日
短期の介護をする場合	期間	〃	5日以内 (要介護者が2人以上の場合は10日以内)
	対象	〃	配偶者、父母、子、同居している 祖父母・孫・兄弟姉妹等
	単位	1日又は半日(予定)	1日
妻が出産する場合	期間	2日以内	8日以内
	対象	出産に係る入院等の日から産後 2週まで	産前産後15日以内
	単位	1日又は1時間	1日
育児参加をする場合	期間	5日以内	制度なし
	対象	産後8週間以内の子又は小学校 就学前の子 出産予定日の6週間前から産後 8週まで	
	単位	1日又は1時間	
親族が死亡した場合	期間	配偶者・父母7日、子5日、祖 父母3日	配偶者10日、父母・子7日、 曾祖父母・祖父母3日
災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	期間	7日以内	制度なし